

岡山県簡易専用水道取扱要領

(目的)

第1 この要領は、簡易専用水道の管理を適正に保持するために必要な事項を定め、建築物等に衛生的で安全な水の供給を確保し、もって、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(規制の対象)

第2 この要領における簡易専用水道とは、水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）第3条第7項に定めるものとする。

ただし、国の設置する施設並びに市及び簡易専用水道に関する権限を移譲した町村の区域に設置される施設を除く。

(届出)

第3 簡易専用水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、次の事項について所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出なければならない。

ただし、簡易専用水道の設置に関し、水道事業者に提出する場合は、この限りではない。

- 1 簡易専用水道を設置したときは、様式第1号により簡易専用水道設置票（以下「設置票」という。）を添えてすみやかに届け出るものとする。
- 2 届出事項を変更したときは様式第2号により、又、主要な設備（水槽、ポンプをいう。）を変更したときは、様式第2号により設置票を添えて、すみやかに届け出るものとする。
- 3 廃止したときは様式第3号によりすみやかに届け出るものとする。

(水道事業者)

第4 水道事業者は、設置者に対し、次のことを行うものとする。

- 1 施設の適正管理、法第34条の2第2項の規定に基づく検査（以下「法定検査」という。）の受検について、指導、助言等を行うものとする。
- 2 前1に基づく指導、助言等にもかかわらず、改善が見られない場合には保健所長に通報するものとする。
- 3 第3の規定に基づく届け出について指導、助言等を行うものとする。
- 4 第3の規定に基づく届け出を受けた時は、遅滞なく保健所長へ送付するものとする。

(管理の基準)

第5 設置者は、次に定める基準に従い維持管理を行わなければならない。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期的に、行うこと。
- 2 水槽の掃除は、原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）により知事の登録を受けた者により行うこと。

なお、掃除の記録は様式第4号を標準的なものとし、作業を行った者から徴収すること。

また、消防用と共用されている水槽の掃除に当たっては、あらかじめ現地消防機関に連絡

する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。

- 3 水槽の点検は、原則として毎月1回定期に行い、必要に応じて有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止する措置を講ずること。

その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある緊急の事態が発生したときは、すみやかに点検を行うこと。

- 4 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと。

この水質検査は、地方公共団体の機関及び法第20条第3項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者並びに建築物衛生法に基づき知事の登録を受けた者により行うこと。

- 5 給水栓における水から遊離残留塩素が検出されるよう努めるとともに、7日毎に1回、残留塩素を測定すること。
- 6 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるとともに、保健所長へも連絡すること。
- 7 給水用防錆剤を使用の場合は、建築物衛生法関連の通知に定められた使用基準に準ずること。
- 8 様式第5号に示す維持管理表に管理の状況を記録し、及び水槽の掃除の記録や法第34条の2第2項に規定する検査に関する記録とともに3年間保存すること。

また、次に掲げる図面を備えておかなければならない。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

（管理者の選任）

- 第6 設置者は、当該水道の管理を担当させるため「管理者」を置かなければならない。ただし、自ら管理者となることを妨げない。

（検査の内容）

- 第7 法定検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）が行うこととし、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号）により行うものとする。

なお、登録検査機関への法定検査を依頼する場合の標準的な様式を様式第6号に示す。

また、建築物衛生法が適用される建築物に設置されている簡易専用水道の法定検査で、書類検査の受検を登録検査機関に依頼する場合、追加する標準的な様式を様式第7号に示す。

（登録検査機関との連携）

- 第8 保健所長は、簡易専用水道施設の適正管理、法定検査の受検等を把握するため、定期的に登録検査機関と連絡して対処するものとする。

(立入検査等)

第9 簡易専用水道の管理の適正を確保するため、保健所長は次のとおり立入検査、指導を行うものとする。

- 1 設置者に施設の適正管理、法定検査の受検について、指導を行うこと。
- 2 第7の規定による検査の結果、問題があり、設置者から報告を受けたときは、関係する水道事業者と連携してすみやかに立入検査を行ない、改善の指導を行うこと。
- 3 水道事業者からの通報で、改善を要する事項があると確認したときは、設置者に対し、改善の指導を行うこと。
- 4 設置者が再三の改善指導等に従わないときは、期間を定めて法第36条第3項に基づき、簡易専用水道改善指示書(様式第8号)により、必要な措置を講じる旨の指示を行うこと。
- 5 設置者が前4の指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害すると認められたときは、法第37条に基づく給水停止命令(様式第9号)を行うこと。

なお、給水停止命令を行うに際しては、事前に生活衛生課、水道事業者、消防機関に通報すること。

(水道事業体との連携)

第10 保健所と水道事業体は、施設の把握及び管理に対する指導等について、連携して対処するものとする。

附則

この要領は、昭和54年7月20日から施行する。

附則

この要領は、平成3年1月22日から施行する。

附則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成11年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月16日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。